

増改築補助、改造補助の基準



住宅相談会にて、帯広市ユニバーサルデザインアドバイザーのアドバイス及び現地調査に基づいて計画されたもので、下記の工事が対象となります。

■増改築補助

将来にそなえ便利で安全、安心できる住宅となるよう、一部増築を行い、その部分をユニバーサルデザイン設計指針に基づき計画した工事

■改造補助

在宅身体障害者、介護を要する高齢者の自立を助け、介護する方の負担を軽減するために行う住宅の改造工事

《以下の工事は補助の対象となりません》

1. 老朽化による工事
2. 暖房、冷房等の空調に関する工事
3. 断熱工事
(対象工事により新たに設置された設備の凍結防止に関するものは除く)
4. 内装工事(対象工事に必要な部分は除く)
5. 照明工事(対象工事により室の用途を変更及び増築された部分を除く)
6. 過去に帯広市ユニバーサルデザイン住宅建設貸付及び住宅改造補助を受けた住宅
7. 介護保険の住宅改修費を受けようとする工事

※増改築補助の申請者は、対象住宅に居住している住宅の所有者です。

工事後に居住する空家も対象になります。共同住宅、借家は対象になりません。

※改造補助の申請者は、対象住宅に居住している方で、住宅の所有者、又は、住宅所有者から改造の承諾を受けた方です。

工事後に居住する空家も対象になります。共同住宅、借家も対象になります。

住 宅 相 談 会

帯広市では、毎月第2・第4水曜日（11月は第2水曜日・第4木曜日）の午後1時から4時まで、ユニバーサルデザイン住宅に関する相談会を開催しています。※相談会の5日前までに建築開発課にて予約が必要です。

増改築補助及び改造補助を申請したい方は、住宅相談会にて相談を受け、その後現地調査を受けていただく必要があります。

日時、相談会場については、事前にご確認ください。

相談会には

理学療法士、作業療法士、一級建築士、保健師などの方々が専門の立場によりご相談をお受けします。

お住まいの間取りがわかる図面等をお持ちになってお越しください。